

差押禁止債権をめぐる規律の見直しに関する検討（2）

1 見直しの方向とあり得る考え方

民事執行法第152条第1項各号の債権に対する差押えに関する規律について、現状よりも債務者を保護する方向で、差押禁止債権をめぐる規律を見直すものとしてはどうか。

このような方向での見直しを実現するための考え方としては、差押禁止債権の範囲を見直す考え方（試案第5の1参照）と、差押禁止債権の範囲の変更の申立て（民事執行法第153条）をより利用しやすくする考え方（試案第5の2及び3参照）があるが、これらの考え方について、どのように考えるか。

（説明）

1 債務者保護の方向での規律の見直し

「民事執行法の改正に関する中間試案」（以下「試案」という。）第5では、差押禁止債権をめぐる規律を見直すものとする考え方が、引き続き検討すべき課題として取り上げられている。

差押禁止債権に関する民事執行法第152条は、債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権（同条第1項第1号）、給料、賞与等の債権及びこれらの性質を有する給与に係る債権（同項第2号）については、原則としてその給付の4分の3に相当する部分を差し押さえてはならないものとしている。もっとも、この規定による差押禁止債権の範囲は画一的なものであるため、具体的な事案に応じた不都合を回避する観点から、債務者又は債権者は、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることができることとされている（同法第153条）。

これらの規定に対しては、部会のこれまでの議論や意見募集の結果において、国税徴収法の規定に基づく差押えの場合には給与のうちの一定の額に満たないものの差押えが禁止されるのと異なり、民事執行法に基づく場合には、常に差し押さえることができる部分がある点を指摘し、比較的少額の給料等の債権が差し押さえられる事案を念頭に置けば、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをしない限り、債務者が最低限度の生活を維持することが困難となり得るとの意見や、債務者が差押禁止債権の範囲の変更を短期間の内に申し立てることは事実上困難であり、同法第153条に基づく差押禁止債権の範囲変更の制度はほとんど機能していないとの意見が示されている。このほか、今般の民事執行法の見直しにおいて、債務者財産の開示制度の実効性が向上され、現状よりも債権者の地位の強化が図

られるのであれば、債務者の保護策についても検討する必要があるとの問題意識も、併せて示されている。

部会のこれまでの議論においては、これらの指摘を前提として、債務者をより保護する方向で、差押禁止債権をめぐる規律の見直しをすることを求める意見が示されたところであり、意見募集の結果においても、その内容は必ずしも一様ではないものの、そのような方向での見直しを求める意見が多数寄せられた。

以上を踏まえれば、民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えに関する規律について、債務者をより保護する方向で、差押禁止債権をめぐる規律を見直す必要があると考えられるが、このような見直しをすることについて、どのように考えるか。

2 債務者保護の方向での見直しを実現するための考え方

試案第5では、差押禁止債権をめぐる規律に関する見直しについて、差押禁止債権の範囲を拡大することで、債務者が差押禁止債権の範囲の変更の申立てをしなくてもより保護されるようにする考え方（試案第5の1参照）と、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをより利用しやすくすることで、債務者の申立ての機会を実質的に保障しようとする考え方（試案第5の2及び3参照）が取り上げられている。部会のこれまでの議論や意見募集の結果を見ると、債務者をより保護する方向での規律の見直しを求める意見の中でも、これらのいずれの考え方に沿った見直しを目指すか（又は、これらの双方の考え方に沿った見直しを目指すか）については、意見が分かれている。

(1) 差押禁止債権の範囲を拡大する考え方について

ア 試案第5の1の考え方の概要

試案第5の1では、債務者が差押禁止債権の範囲の変更の申立てをしなくてもより保護されるようにするため、民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止債権の範囲に加えて、支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する額が一定の金額に満たないときは、その全額を差押禁止とするという考え方が取り上げられている。そして、この「一定の金額」の定め方については、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、国税徴収法第76条及び国税徴収法施行令第34条を参考に、「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める額」などとする考え方が示され、具体的には、①給与等の額及び扶養家族の人数をいずれも考慮しないで一定額を定める考え方と、②給与等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとにこの「一定の金額」を定める考え方があり得ることが示された。

イ 「一定の金額」の定め方の困難性

支払期に受けるべき給付の額が一定の金額に満たないときはその全額を差押禁止とするという考え方は、昭和23年改正前の旧民事訴訟法において採

用されており、この「一定の金額」の定め方については、①給与等の額及び扶養家族の人数をいずれも考慮しないで一定額を定める考え方が採用されていた。しかし、この規定は、昭和23年改正により差押禁止債権の範囲が拡大された際に、給与等の額にかかわらず一律に給付額の4分の3を超過する部分の差押えをすることができるものと改められた上で、債権者と債務者の利益を調整するための規律として、裁判所が債務者の申立てにより差押禁止債権の範囲を拡張することができるものとする規定が置かれた。このような改正がされた趣旨に関しては、「収入の少ない勤労者・・・にとつては、・・・その四分の一まで差押を受けることは生活上大きい脅威であると考えられる」一方で、「正当な債権のため差押を受けることは、債権者保護のため、やむを得ないことでもある」ことが指摘され（民事訴訟法の一部を改正する法律案説明資料―その二（追加分関係）（昭和23年4月28日））、また、差押えが禁止される範囲について「一定額を定めて基準とすることが困難である」ことも指摘された（改正民事訴訟法詳説（昭和23年11月民事裁判資料第9号））。

また、支払期に受けるべき給付の額が一定の金額に満たないときはその全額を差押禁止とするという考え方は、その後、昭和54年の民事執行法制定の際の議論においても、国税徴収法の規律を参考にするなどして、議論の俎上に挙がっていた。この議論の際には、この「一定の金額」の定め方について、昭和23年改正前の旧民事訴訟法の規律とは異なり、②給与等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとに「一定の金額」を定める考え方についても検討されており、具体的には、（a）差押命令の申立て及びその発令の段階で、給与等の額及び扶養家族の人数を踏まえた上で、具体的な差押禁止の範囲を決定するという手続を想定する考え方についての議論がされていた。しかし、このような規律に従えば、債権者が申立ての段階で債務者の給与等の額及び扶養家族の人数についての資料を取りそろえなければならないが、強制執行の申立てをする債権者は、国税徴収の場面とは異なり、自力執行権や広範な財産調査権を持たないことから、そのような資料を収集することが困難であるなどとして、このような考え方は採用されなかった。

更に、部会のこれまでの議論においては、②給与等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとに「一定の金額」を定める考え方としては、上記（a）の考え方と異なり、（b）差押禁止となる具体的な範囲については、強制執行の申立て及びその発令の時点で計算するのではなく、政令で定める「差押禁止一覧表」を差押命令で引用することによって、差押命令送達後に第三債務者（雇用主）に計算させるという手続の流れを想定する考え方もあり得るのではないかとの意見があった。もっとも、このような考え方に対しては、第三債務者（雇用主）が債務者の扶養家族の人数を把握しているとは

限らないのではないかと批判等が考えられ、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においても、第三債務者（雇用主）が債務者の給与等の額及び扶養家族の人数を踏まえて差押禁止範囲を算定するには相当の負担を伴うものであるとの認識を前提として、そのような負担を第三債務者に負わせることに批判的な意見が示された。

このほか、部会のこれまでの議論においては、国税徴収法のように「単身世帯」における生活保護の基準を勘案して「一定の金額」を定めようとする考え方を民事執行法の中で取り入れようとすることは、差押禁止動産に関する民事執行法第131条第3号が「標準的な世帯」の必要生活費を勘案していることとの関係で、法体系としての一貫性を欠くこととなるのではないかと指摘等がされた。

ウ 複数の勤務先から給与を得ている事案における不都合

支払期に受けるべき給付の額が一定の金額に満たないときはその全額を差押禁止とするという考え方については、部会のこれまでの議論において、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような事案を想定すると、当該給与等の差押えがされた場合に、差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり不都合ではないかといった指摘がされた。この不都合を回避するためには、債権者の側において、債務者の就労の状況や世帯の総収入等を把握して差押禁止債権の範囲の減額変更の手続をとることが必要となる（すなわち、範囲変更の申立ての負担を債権者の側に負わせることとなる。）。しかし、国税徴収法が徴収職員に滞納者の財産に関する質問及び検査権を定めている（同法第141条）のとは異なり、債権者が自ら債務者の勤務先や収入の額等生活の状況に係る事情を調査することができる制度が存在しないため、債権者が現実に債務者の勤務先等を把握した上で差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることは困難ではないか（すなわち、範囲変更の申立ての負担を債権者の側に負わせることの合理性を説明することが困難ではないか）と思われる。

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においても、このような場面における不合理を理由として、支払期に受けるべき給付の額が一定の金額に満たないときはその全額を差押禁止とするという考え方に批判的な意見が示された。

エ その他の観点から試案第5の1に反対する意見の概要

意見募集の結果においては、そもそも、試案第5の1の考え方に沿った見直しの必要性に消極的な意見もあった。例えば、取立権の発生時期を後ろ倒しにして差押債権の範囲変更の申立ての機会を実質的に保障するのであれば（試案第5の2参照）、それ以上に債務者を保護する必要性があるかについては、慎重に検討する必要があるとの意見があった。

また、意見募集の結果においては、差押禁止債権の範囲の拡張により、強制執行の実効性が損なわれるのではないかとの懸念も示されており、債務者の給与等の額が比較的少額である事案であっても、個別の事案によっては、債権者の権利実現のため、その給与等の一部の差押えを認めるべきである場合もあるのではないかとの指摘があり得る。

オ 検討

以上のように、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、試案第5の1の考え方に対して、「一定の金額」を適切に定めることが困難であること、債務者が複数の勤務先から給与を得ている事案における不都合に対応することが困難であること等の問題点の指摘がされている。

そこで、差押禁止債権の範囲を拡大することで、債務者が差押禁止債権の範囲の変更の申立てをしなくてもより保護されるようにする考え方（試案第5の1参照）の当否について、どのように考えるか。

(2) 差押禁止債権の範囲の変更の申立てをより利用しやすくする考え方について

ア 試案第5の2の考え方の概要及びこれに対する意見

試案第5の2では、債務者の申立ての機会を実質的に保障しようとする考え方として、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場面において、差押債権者が差押債権の取立てをすることができるようになる時期を後ろ倒しにする考え方が取り上げられている。これは、現行の規律においては、差押債権者による取立てが行われるまでの短期間の内に、債務者が差押禁止債権の範囲の変更を申し立てることは事実上困難ではないかとの問題意識に基づくものである。

部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、試案第5の2の考え方に沿った見直しを目指すことについては、その見直しの必要性についてはなお検討の余地があるとする意見があったほかは、具体的な異論は見られなかった。

イ 試案第5の3の考え方の概要及びこれに対する意見

試案第5の3では、債務者の申立ての機会を実質的に保障しようとする考え方として、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場面において、執行裁判所が、差押命令を債務者に送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に対して教示するものとする考え方が取り上げられている。これは、差押禁止債権の範囲変更の制度がほとんど機能していないのは、債務者がそもそもこの制度の存在を知らないことが原因ではないかとの問題意識に基づくものである。

部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、試案第5の3の考え方に沿った見直しを目指すことについては、手続教示に関する規律を法律事項と位置付けることについてはなお検討の余地がある（規則又は運用で対応するのが適切である）とする意見があったほかは、具体的な異論は見られなかった。

ウ 検討

以上を踏まえ、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをより利用しやすくすることで、債務者の申立ての機会を実質的に保障しようとする考え方（試案第5の2及び3参照）の当否について、どのように考えるか。

2 取立権の発生時期の見直し

(1) 取立権の発生時期

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとする考え方について、どのように考えるか。

(2) 転付命令の効力の発生時期等

ア 民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合においては、転付命令及び譲渡命令等（同法第161条第1項の規定による決定）は、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過しなければ効力を生じないものとする考え方について、どのように考えるか。

イ 民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合においては、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過しなければ、配当等を実施することができないものとする考え方について、どのように考えるか。

(3) 扶養義務等に係る請求権についての特則

債権者が民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権を請求する場合には、前記(1)及び(2)の規律は、適用しないものとする考え方について、どのように考えるか。

(説明)

1 取立権の発生時期

現行の民事執行法第155条第1項は、金銭債権を差し押さえた債権者の取立権の発生時期については、債務者に対して差押命令が送達された日から「1週間」を経過したときとしており、この期間の趣旨は、債務者が差押命令に対する執行抗告をすることができる期間（同法第10条第2項）に対応するものであるとされている。

試案第5の2の考え方は、このような現行の規律の特則として、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場面においては、差押債権者が差押債権の取立てをすることができるようになる時期を後ろ倒しにするものであり、その場合の取立権の具体的な発生時期については、これを差押命令の送達の日から「4週間」とするものである。

試案第5の2の考え方については、まず、現行の民事執行法第155条第1項の趣旨との関係で、特定の種類の債権が差し押さえられた場面に限って取立権の発生時期を後ろ倒しにすることをどのように正当化するかが問題となり得るところであり、意見募集の結果においても、この問題の検討の必要性を指摘する意見があった。

そこで、この問題について試みに検討してみると、例えば、債務者保護の必要性については、給与等の債権（民事執行法第152条第1項各号）が債務者の生活維持のために重要なものであり、その差押えにより債務者に与えるダメージが他の債権に比べて大きいという点に着目すれば、給与等の債権については、他の債権に比べて、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをする機会をより実質的に保障する必要性が大きいとの指摘があり得る。確かに債権者が現実にその取立てをすることができるようになる時期が後ろ倒しになる（債権回収が遅れる）という不利益が生ずることとなるものの、差押禁止債権の範囲の変更の裁判がされない限り、最終的にその取立てをすることができることとなる給与等の金額には影響がないことを考慮すれば、この見直しに伴う債務者側の不利益は、給与等の債権の保護の必要性との関係を踏まえると正当化し得るのではないかと指摘があり得る。

以上を踏まえ、試案第5の2の考え方に沿った見直しをすることについて、その正当化の可否を含め、どのように考えるか。

2 転付命令の効力の発生時期等

金銭債権が差し押さえられた場合の換価の方法としては、差押債権者による取立て（民事執行法第155条）のほか、第三債務者の供託（同法第156条）、転付命令（同法第159条）、譲渡命令等（同法第161条）があり得る。仮に試案第5の2の考え方に沿って取立権の発生時期を後ろ倒しにした場合には、これらの規律についても、その効力の発生時期等を見直す必要があるのではないかが問題となる。

例えば、転付命令（民事執行法第159条）の効力については、現状では、転付命令に対しては執行抗告ができるものとするとともに（同条第4項）、転付命令は確定しなければその効力を生じないとした上で（同条第5項）、差押命令及び転付命令が確定した場合においては、債権者の債権等は、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなすものとしている（同法第160条）。このような現行の規律を前提とすれば、差押禁止債権の範囲変更を求める債務者は、差押命令及び転付命令が確定するまでの間（執行抗告の申立てがされない限り、これらの命令の債務者への送達の日から1週間）に、その申立てをしなければならないが、そのような短期間の内に、債務者が差押禁止債権の変更を申し立てることは困難であるとの指摘があり得る。

そこで、取立権の発生時期を後ろ倒しにする趣旨を踏まえれば、転付命令の申

立てがされた場面においても、債務者が差押禁止債権の範囲の変更の申立てをする機会をより実質的に保障するため、一定の見直しをする必要があるとの指摘があり得る。このような見直しをするための方策としては、例えば、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場面においては、転付命令や譲渡命令等（同法第161条）は、これらの命令が確定した後も、債務者に対して差押命令が送達された日から一定の期間が経過するまでは、その効力が生じないものとするとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

また、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合においては、第三債務者からの供託等の配当実施事由（同法第166条第1条各号参照）がある場合であっても、債務者に対して差押命令が送達された日から一定の期間が経過するまでは、配当等を実施することができないものとする考え方があり得るが、どのように考えるか。

3 扶養義務等に係る請求権についての特則

部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、仮に試案第5の2の考え方のように、差押債権者が差押債権の取立てをすることができるようになる時期を後ろ倒しにするものとした場合であっても、請求債権が扶養義務等に係る金銭債権（民事執行法第151条の2第1項各号）である場合には、取立権の発生時期等に関する現行の規律を維持すべきではないかとの意見が示された。

また、扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合においては、現行の民事執行法でも、差押禁止債権の範囲を縮減する旨の特例（民事執行法第152条第3項）が設けられているが、その趣旨については、①扶養義務等に係る金銭債権は、その性質上、同条第1項において差押えが禁止されている部分をも対象として実現されるべきものであると考えられ、また、②扶養義務等に係る金銭債権の額は、債権者の必要生計費と債務者の資力とを主要な考慮要素として定められるものであるから、その額の算定に当たり、差押禁止債権の範囲変更において考慮すべき事情が既に考慮されていると考えられることもできるとの説明がされている。

そこで、債権者が民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権を請求する場合には、本部会資料本文(1)及び(2)の規律を適用しないものとする考え方について、どのように考えるか。

3 手続の教示

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合には、執行裁判所（又は裁判所書記官）は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、どのように考えるか。

また、このような考え方を採用した場合において、教示の具体的な内容や方法について、どのように考えるか。

(説明)

試案第5の3では、債務者の申立ての機会を実質的に保障しようとする考え方として、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場面において、執行裁判所が、差押命令を債務者に送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に対して教示するという考え方が取り上げられている。

このような考え方については、部会のこれまでの議論や意見募集の結果において、執行裁判所が当事者の一方に対する手続教示をすることで、執行裁判所の中立性が害されるのではないかとの懸念を示す意見もあったが、これに対しては、制度の概要等について客観的な教示・説明をすることは、裁判所の中立性を損なうものではないとの指摘や、現行の民事手続法においても、裁判所（書記官）が当事者の一方に対する手続教示をするものとしているものがある（民事訴訟法第387条等参照）との指摘等がされた。

仮に試案第5の3の考え方を採用するのであれば、教示の主体（執行裁判所か裁判所書記官か）のほか、その教示の具体的な内容や方法をどのように定めるかが問題となる。この問題を検討するに当たっては、裁判手続の教示等に関する既存の規律を参考にすることが有益であると思われるが、例えば、支払督促の手続に関する民事訴訟法第387条は、支払督促には、債務者が支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を付記するものとしている。

そこで、民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合には、執行裁判所（又は裁判所書記官）は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、どのように考えるか。また、このような考え方を採用した場合において、教示の具体的な内容や方法について、どのように考えるか。